

光市公告第37号

第3次光市総合計画策定支援業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和2年7月17日

光市長 市川 熙

記

1 業務名

第3次光市総合計画策定支援業務

2 業務内容

第3次光市総合計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、仕様書は、本市が業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本手続により最も優れた技術力を有する者として特定された者の企画提案内容に応じて契約段階で仕様を変更することがある。

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和2年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（調査・研究）（設計関係を除く。）」又は令和2年度光市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント、都市計画及び地方計画」に登録された者であること。

- (2) 総合計画策定に係る業務（平成22年度から令和元年度までに市町村が委託したものに限る。）について、受注実績があること。
- (3) 仕様書において定める業務について、業務遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、委託者の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 公告の日から契約締結の日までの間において、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

5 手続等

- (1) 第3次光市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要項、仕様書等（以下「実施要項等」という。）の入手方法
光市ホームページ（<https://www.city.hikari.lg.jp/>）に実施要項等

を掲示するので、光市ホームページから入手すること。

(2) 参加表明書類の提出方法等

ア 提出方法

ウ 提出場所に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

令和2年7月17日（金）から令和2年7月29日（水）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市政策企画部企画調整課

(3) 企画提案書類の提出方法等

ア 提出方法

ウ 提出場所に持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

イ 提出期間

市が参加資格要件を確認の上、参加者に選定の通知を行った日から令和2年8月7日（金）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出場所

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

光市政策企画部企画調整課

6 評価及び特定

(1) 評価

第3次光市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル評価委員会によ

り行う。

(2) 特定

提出された参加表明書類及び企画提案書類の内容並びに企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、最も優れた技術力を有する者を特定する。

7 その他

(1) 本手続に関する照会窓口は、光市政策企画部企画調整課（電話（0833）72-1407）とする。

(2) その他詳細は、実施要項等による。